

平成 30 年度第 2 回刈谷市都市計画審議会議事録

1 日時及び場所

平成 30 年 11 月 16 日（金）午後 1 時 30 分～

刈谷市役所 7 階 大会議室 B、C

2 出席した委員

瀬口哲夫（会長）、太田宗一郎、加藤保広、加藤勝、磯部友彦、伊藤幸弘、黒川智明、渡邊妙美、清水俊安、野村武文、樫谷勝、山口兼司、水野貢、青木健治、山田峰子

3 欠席した委員

早川孝二、永井雅彦、渡辺周二

4 出席した関係職員

建設部長、都市政策部長、まちづくり推進課長、担当職員 6 名

5 議事

議案第 1 号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）について

諮問第 1 号 西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）について

6 開会

（久住課長）皆さん、こんにちは。まちづくり推進課長の久住でございます。よろしくお願いたします。委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から平成 30 年度第 2 回刈谷市都市計画審議会を開催させていただきます。会議の開催にあたり、皆様へお願いがございます。携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

それでは、最初に今回の審議会より新たに委員になられた方をご紹介します。

できます。皆様のお手元の資料の 2 枚目に委員名簿がございますのでご参照ください。それでは、お名前を申し上げますので、自席にてご起立のほどお願いいたします。黒川智明様、渡邊妙美様、野村武文様、樫谷勝様、本日はご欠席でいらっしゃいますが、早川孝二様でございます。ありがとうございます。

この都市計画審議会の会議は、平成 23 年度から原則として公開しております。本日は、傍聴人の方はいらっしゃいませんが、議事録につきましては、ホームページで公開いたしますので、よろしく申し上げます。それでは、会議に先立ちまして、瀬口会長からごあいさつをお願いします。

(瀬口会長) こんにちは。忙しいところ、ご苦勞様でございます。来年の春には刈谷市の新しい博物館ができるということで、私は刈谷市の都市の歴史がしっかりと展示されること、中身に期待しております。なお、この審議会は新しい刈谷市の都市の姿を決めていくということでございますので、本日も忌憚のないご意見を賜りながら進行させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(久住課長) それでは、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧下さい。

本日の会議次第、委員名簿、席表、刈谷市都市計画図、「西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(西三河都市計画区域マスタープラン)」と記載された資料、報告事項「第 4 次刈谷市都市計画マスタープランについて」と記載された資料、それに事前にお渡しさせていただいております、「平成 30 年度第 2 回刈谷市都市計画審議会の議案書、諮問書」、ですが、お手元に無い資料がございましたらお知らせください。皆様よろしいでしょうか。

本日皆様にご審議いただく案件は 2 議案ございますが、議案の審議後に、その他としまして「第 4 次刈谷市都市計画マスタープランについて」の報告をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。これより刈谷市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、議事進行を瀬口会長よろしく申し上げます。

(瀬口会長)議事進行を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いします。

早川孝二委員、永井雅彦委員、渡辺周二委員より欠席の届け出があり、出席人数は15名で過半数に達していますので、刈谷市都市計画審議会条例第7条第3項により審議会は成立いたします。

また、刈谷市都市計画審議会議事要綱により、議事録署名者を加藤保広委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

後日事務局より議事録の確認のためおじゃまさせていただきますので、よろしくお願いたします。

先ほど事務局からも説明がありましたが、本日、皆様にご審議いただく案件は2件ございまして、議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更と諮問第1号 西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございます。

1件目の議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更は、刈谷市決定案件ですので、当審議会の議を経まして、刈谷市の都市計画を決定するものです。

それでは議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）について」事務局より説明をお願いします。

(久住課長) 議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）」について説明させていただきます。お手元の議案書の1ページをお願いします。生産緑地地区は平成3年に改正されました生産緑地法に基づき、市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地で、一団地500平方メートル以上の農地等を対象に、平成4年12月4日付けで面積68.9ヘクタールを刈谷市が都市計画決定をしております。

それ以降におきましては、農業の主たる従事者の死亡や農業に従事することを不可能にさせる故障から生産緑地法第10条による買取り申出があり、同法第14条による生産緑地地区内における行為制限の解除がされたもの、および公共施設等の用に供したのものについて、生産緑地地区の都市計画変更を行っております。

議案として付議します都市計画の変更内容は、現在の生産緑地地区の面積42.2ヘクタールを、1.2ヘクタール減じた41.0ヘクタールにするものであります。

変更の理由につきましては、3点あります。

1 点目としまして、土地所有者から買取り申出があり、公共としての買取り希望の照会と、他の農業従事者へのあっせんを行いました。買取り希望がなく、行為制限が解除されたものであり、平成 29 年度中に発生したものであります。

2 点目としまして、道路管理者より生産緑地法第 8 条第 4 項の届出が提出され、公共施設の敷地に供されたものであります。

3 点目としまして、行為制限の解除及び公共施設の敷地に供されたことに伴い、生産緑地地区の一部を除外することにより面積要件を満たさなくなるものであります。

議案書の 2, 3 ページの「生産緑地地区の変更箇所一覧表」をお願いします。

具体的な変更箇所につきましては、「生産緑地地区の変更箇所一覧表」の右側に記載します「箇所番号」にありますように、変更団地数は合計で 13 団地となっています。また、「箇所番号」のそれぞれの位置につきましては、資料集の「図面番号 1 刈谷市生産緑地地区図」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

変更の理由につきましては、箇所番号 2 番は買取り申出後の行為制限解除によるものと、公共施設の敷地に供されたもの、箇所番号 3 番は、公共施設の敷地に供されたものと、このことに伴い、残った農地が面積要件不足となったことによる変更であります。また、箇所番号 8 番は、買取り申出後の行為制限解除によるものと、このことに伴い、残った農地が面積要件不足となったことによるもの、また、箇所番号 10 番は、公共施設の敷地に供されたことによる変更であります。その他につきましては、買取り申出後の行為制限解除によるものであります。なお、箇所番号 2 番、3 番、10 番の公共施設とは、すべて道路用地であります。

次に、生産緑地地区から除外する面積は、「生産緑地地区の変更箇所一覧表」の中央部に記載します、「一団を構成する筆」および「参考面積」の欄で、二重線にてすべて抹消してある箇所が全部除外とするもので、10 団地の 10,507 m²であります。

また、「一団を構成する筆」の欄で二重線にて一部抹消され、かつ、「参考面積」の欄で面積が 2 段で表記してある箇所が一部除外とするもので、3 団地の 1,559 m²であります。

以上のことから、生産緑地地区から除外する面積は合わせて 12,066 m²、約 1.2 ヘクタールであります。

以上が、生産緑地地区の変更に関する具体的な内容です。

続きまして、議案書 4 ページの「生産緑地地区総括表」をご覧ください。こちらは、変更後における地区ごとの一団数および団構成全面積を記載しております。

なお、本案件につきまして、平成 30 年 8 月 20 日から平成 30 年 9 月 3 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者は 2 名で、意見書の提出はありませんでした。今後のスケジュールにつきましては、この都市計画審議会の議を経て、愛知県知事協議後、12 月末までに都市計画変更の告示を予定しております。

以上で説明を終わります。

(瀬口会長) ありがとうございます。ただいまの議案第 1 号の説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。この議題につきましては、買取り申出と公共用地の買収ということで、やむなく生産緑地の変更に至ったということがございます。それでは、特にご意見等もないようですので、ただいまの議案第 1 号につきましては、原案どおり決定してよろしいか。

【異議なし】

(瀬口会長) ありがとうございます。ご異議ないものと認めまして、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。

(瀬口会長) 続いて 2 件目の審議に入ります。諮問第 1 号につきましては、愛知県において決定する案件であり、愛知県から刈谷市に対し意見照会がなされたため、刈谷市長から刈谷市都市計画審議会に諮問するものでございます。

それでは諮問第 1 号「西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(愛知県決定)について」事務局より説明をお願いします。

(久住課長) 内容の説明に入ります前に、この「西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「西三河都市計画区域マスタープラン」の改定の背景について説明いたします。

愛知県では、平成 28 年度に県内市町村や県民の皆様の意見を反映した、県全域における都市計画の基本的な方向性を示す『愛知の都市づくりビジョン』を策定して

おります。

このビジョンは、人口減少、超高齢社会の到来、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模自然災害への対応など、都市計画を取り巻く、様々な状況の変化に対応するために策定されたもので、今後は、このビジョンに基づき、県全域で6区域あります都市計画区域の整備、開発及び保全の方針をはじめ、各種都市計画の決定・変更を進めていくとしております。

このような背景を踏まえまして、愛知県では、平成30年度末の告示に向けて、平成29年度から「都市計画区域マスタープラン」の改定手続きを進めており、改定にかかる法手続きの一環として、平成30年10月16日付けで愛知県から刈谷市に対し、意見照会がなされたため、今回、刈谷市長から刈谷市都市計画審議会に諮問するものでございます。

それでは「西三河都市計画区域マスタープラン」について説明いたします。

はじめにお配りしています資料の内容の確認をさせていただきます。まず、『西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』（西三河都市計画区域マスタープラン）と表紙に記載された合計43ページの資料、これは愛知県が作成した計画（案）の本編となります。次は、平成30年度第2回刈谷市都市計画審議会諮問書と表紙に記載された資料で、この資料の表紙を1枚はねていただきまして、左肩に諮問第1号と記載された合計6ページの資料、こちらは、本編の要点をまとめた資料になります。

本編にもどり、表紙を1枚はねていただきまして、目次をご覧ください。西三河都市計画区域マスタープランは、第1章の「基本的事項」から第5章の「主要な都市計画の決定等の方針」で構成されており、それぞれの内容は記載のとおりです。諮問書は、この計画書の構成を踏まえて作成しておりまして、例えば、諮問書の1ページの上部「1 基本的事項」と太字で記載された部分は、本編の第1章に対応した内容を記載しております。

本日は、時間の都合もありますので、要点をまとめた、こちらの諮問書で説明いたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

「1 基本的事項」です。

(1)「計画の概要」であります。西三河都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかに

し、その実現に向けて、都市計画の基本的な方向性を愛知県が広域的な見地から定めるものです。

今回、愛知県では、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応、各種上位計画や都市計画関連法令の改定など、様々な社会経済情勢の変化に的確に対応するため、本方針の変更を行うものです。

次に(2)「対象範囲」であります。刈谷市、岡崎市、西尾市、安城市、碧南市、知立市、高浜市、幸田町の7市1町から構成される図の着色された区域となります。

(3)の「目標年次」につきましては、基準年次を平成30年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めるとし、市街化区域の規模や都市施設の整備目標などは、2030年(平成42年)を目標年次として定めるとしています。

2ページをお願いします。

「2 都市計画の基本的方針」です。

この章では、平成28年度に策定した、本方針の上位計画であります「愛知の都市づくりビジョン」について記載しており、都市づくりの理念として、『時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ』を掲げ、この理念のもと、県が抱える都市づくりの課題に的確に対応していくため、これから取り組むべき5つの都市づくりの基本的方向を記載のとおり定めております。

続きまして、「3 都市計画の目標」では、本区域の基本理念、都市づくりの目標及び将来都市構造図を示しております。

はじめに、(1)の本区域の「基本理念」は、先ほど説明しました「愛知の都市づくりビジョン」の都市づくりの理念を踏まえ、『元気』『暮らしやすさ』に対応した、基本理念として『明日を支える産業が力強く発展するとともに、地域の資源を大切にしながら快適に暮らせる都市づくり』を定め、この理念の実現に向け、5つの基本方向に基づき、(2)の都市づくりの目標を定めております。

まず、基本方向①「暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換」に対し、東岡崎駅や刈谷駅などの主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住の推進などを、基本方向②「リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進」に対し、地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流の促進、にぎわいの創出などを目標と定めております。

3 ページをお願いします。

基本方向③「力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進」に対し、自動車産業などの既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域に新たな産業用地の確保を、また、基本方向④「大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保」に対し、災害危険性の高い地区では、災害を防止・軽減する施設の整備状況等を踏まえ、土地利用の適正な規制と誘導を目標として定め、最後に、基本方向⑤「自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進」に対し、区域内の農地や緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全することなどを目標として定めております。

次に(3)は本区域の将来都市構造図であり、都市の拠点や土地利用、都市施設の将来像を示しております。

東岡崎駅、刈谷駅などの主要な鉄道駅周辺に商業・業務、医療、行政などの都市機能の集積を目指す都市拠点を、新幹線の停車駅である三河安城駅に広域的交流拠点、衣浦港に物流拠点を位置づけております。

また、市街地・農地・工業地などの大まかな土地利用や東名・新東名高速道路、鉄道などの広域的な交通軸、それを補完する道路ネットワーク、河川、公園などを示しております。

4 ページをご覧ください。

「4」では「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」を示しております。

はじめに、(1)の「区域区分の有無」ですが、本区域は、中部圏開発整備法における都市整備区域を含むため、法の規定により区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域との区分ですが、これを定めることになっております。

続きまして、(2)の「区域区分の方針」ですが、中段の図にありますように本区域と隣接する豊田都市計画区域で構成する西三河広域都市計画圏を設定し、将来人口に関しては、2030年(平成42年)において本区域全域で約158万人、市街化区域内だけでは約123万人と想定しています。また、産業に関しては、2030年における県内総生産額を約44兆円と想定しています。

このように、人口、世帯数とも増加する見込みであることから、新たな住居地が必要となってきます。また、産業についても、県内総生産額は今後も増加する見込

みであることから、新たな産業用地が必要となってきます。

また、今後の市街化区域への編入は、住居系市街地については、想定した人口の範囲内で、産業系市街地については、想定した産業規模の範囲で行うこととされています。なお、今後も計画的な市街地整備の見通しが明らかになったものについては、随時、市街化区域に編入していきます。

次に、「5 主要な都市計画の決定等の方針」です。ここでは、「3 都市計画の目標」における、この区域の基本理念、都市づくりの目標及び将来都市構造の実現に向けて、主要な都市計画決定の方針を、(1)の「土地利用」、(2)の「都市施設」、(3)の「市街地開発事業」、(4)の「自然的環境の整備又は保全」の4つに分類して整理しております。

(1)の「土地利用」は、アの「主要用途の配置方針」からウの「市街化調整区域の方針」の3項目に分けて記載しております。

はじめに、アの「主要用途の配置方針」として、住宅地については、公共交通の利用しやすい鉄道駅やバス停の徒歩圏、市役所などの徒歩圏を中心に住宅地を配置することとし、商業地については、中心市街地や生活拠点となる地区に商業・業務、医療・福祉などの都市機能の集約を進め、集約型都市構造への転換を図ることとしております。また、工業地については、東名・新東名高速道路や伊勢湾岸自動車道などのインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の周辺など、交通の利便性が高く、物流の効率化が図られる地域や既に工場が集積している工業地の周辺に工業地の配置を推進することとしております。

5 ページをお願いします。

イの「市街化区域内の土地利用の方針」として、記載の7つの方針を定め、適正な土地利用の規制・誘導を図ることとし、ウの「市街化調整区域の土地利用の方針」として、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、無秩序な開発を抑制し、記載の4つの方針を定め、土地利用の保全を図ることとしています。

続きまして、主要な都市計画の決定等の方針のうち、(2)の「都市施設」は、アの「交通施設」からイの「下水道及び河川等」の2項目に分けて記載しております。

はじめに、アの「交通施設」は、広域交通ネットワークを最大限活かした質の高い交通環境の形成・充実などを位置づけ、イの「下水道及び河川等」は、6 ページに記載がありますように、境川・逢妻川・猿渡川流域では流域水害計画に従い、浸水

被害対策を実施することなどを位置づけております。

また、(3)「市街地開発事業」は、アの「土地区画整理事業」からイの「市街地再開発事業」の2項目に分けて記載しております。

アの「土地区画整理事業」は、良好な住宅地や工業地の供給の促進を、イの「市街地再開発事業」は、中心市街地や鉄道駅周辺を中心に土地の有効活用や高度利用が可能となるよう、民間活力を最大限に活用して都市機能の更新を促進することを位置づけております。

最後に、(4)「自然的環境の整備又は保全」は、身近な自然的環境の整備や保全の促進などを位置づけております。

以上が西三河都市計画区域マスタープランの説明となります。
よろしく、ご審議をお願いします。

(瀬口会長)ありがとうございました。ただいまの諮問第1号の説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(野村委員)今、ルールをご説明いただきまして、ありがとうございました。刈谷市にとって大変重要な仕事をここに書いていただいている、日頃の労をまず労いたいと思います。まず、刈谷市における将来見通しですね、30年とか、100年の体系を一定程度方向づけるという重要な業務を担当されているということで、あらためて部長をはじめ、久住課長配下の皆さんには感謝を申し上げたいと思います。

今、話をうかがいましたところ、県の都市づくりのビジョンとか、西三河都市計画区域マスタープラン、こういう話がございました。国土のグランドデザイン2050とか、国土形成計画などの国が定める計画に基づいて、県はそれぞれの都道府県の計画を進められる、その中で西三河都市計画区域マスタープランであると今説明されました。私としてはよく分かったんですが、確認のために2つばかり質問させていただきたいと思います。

冒頭に課長から第4次刈谷市都市計画マスタープランという話がございましたが、もしかすると内容が重複することもあるかとは思いますが、労をいとわず質問させていただきたいと思います。まず、1点目は、市町村の都市計画マスタープランと今一部ご説明された県の都市計画区域マスタープランとの関係性について大枠で結

構ですがお尋ねしたい。2点目は、この西三河都市計画区域マスタープランと刈谷市都市計画マスタープランとの関連性、西三河都市計画区域マスタープランの策定が刈谷市のまちづくりにどう影響するのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

(久住課長) ただいまのご質問ですけど、1点目は、市町村の都市計画マスタープランと県の都市計画区域マスタープランとの関係性についてですが、諮問書の1ページ(1)計画の概要というところにも少し記載がございますけども、県の都市計画区域マスタープランが、都市計画区域全域を対象に、広域的観点から土地利用や都市施設をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものであるのに対し、市町村マスタープランは、市町村の区域を対象に、この都市計画区域マスタープランを上位計画として、これに即して策定するもので、より地域に密着した見地から定める都市計画の方針となるものでございます。

次に、質問の2点目であります、本案件の策定が、刈谷市のまちづくりにどう影響するかにつきましては、諮問書の2ページから3ページに記載されている、この西三河都市計画区域マスタープランに位置づけられた都市づくりの目標は、本市の現行の第3次都市計画マスタープランで位置づけた目標と同一の方向性を示すものであることから、今後、本市のまちづくりを進めるうえで適正な道筋が示されているものと認識しております。

(瀬口会長) 関係するところで、知立建設事務所の水野さん。決定権者として西三河都市計画区域マスタープランについて説明いただけると良いかと思えます。よろしくをお願いします。

(水野委員) 今、市の方から説明がございましたけども、都市計画にはいろいろな階層がありまして、まずは国が定める国土グランドデザインという国づくりの方針がございます。当然、県の都市計画区域マスタープランもですね、それに基づいて策定しておりまして、区域については愛知県を広域な圏域として、尾張知多地域、豊田も含めた西三河、それから東三河の3つに分けております。その中でさらに諮問書の1ページにありますように、西三河や豊田など県内を6つの都市計画区域に

分け、それぞれの地域特性に応じた都市計画区域マスタープランを作っています。

そして、今回の西三河都市計画区域につきましては、この地域の特性、特に自動車産業を中心に非常に発展している地域でございます。この人口減少の中でも、先ほど資料にございましたように、平成42年に向けてですね、まだ人口が伸びている、非常に力のある地域だということを踏まえ、まず、この西三河地域を今後どういった形でまちづくりをしていこうかという大きな体系を県の方で方針を定めさせていただいております。そして今度、刈谷市さんは、これに即して刈谷市の都市計画マスタープランを同時で作っていこうとしていただいております。このように、県は市町村の意見を聞いたうえで広域的な方針を定め、それに即した形でより細かい内容を、それぞれの市町でマスタープランとして定めていただく。いずれにしましても、向いている方向は同じでございます。県の方も西三河の実情に即して、マスタープランで定めさせていただきますので、あとは各市がそれぞれ市の特色を活かした都市計画マスタープランを作ってください、まちづくりを進めていただければ特に問題はないと思っています。

(瀬口会長) ありがとうございます。他にはどうでしょうか。

(磯部委員) 県の区域マスの打合せに参加した経緯もあり、特徴を私なりに申し上げますと、2ページ、3ページの基本方向というのが、全国的にみた新しい都市計画の方針がのっているところと、西三河の地域特性を活かした内容になっています。具体的に言いますと、基本方向の①というのが、集約型都市構造ということですが、国の方で都市再生法という法律がございまして、その中でコンパクトシティプラスネットワークという方針で集約型にしていった方がいいというのがありますので、先程ご説明がありましたように、刈谷市は立地適正化計画を定めていますので、それも同じ方向性ということでございます。基本方向⑤というのも、全国的に見て同じ話なんですけども、特に最近、都市緑地法という法律が改正されましたので、緑地の関係も細かく見ていく必要があるということを受けて、この辺の方向性が出てきているところでございます。基本方向②というのは、リニア新時代というまさに地域の交通条件を活かしたことで、新しいまちづくりを考えていくということでもあります。基本方針③というのは産業系の話ですからこれは地域の話です。基本方針

④というのは、ずばり言えば南海トラフを意識しているということでございまして、防災というのをまちづくりとしてやっていくという方針が全国各地で言われているということでございます。全国的に見て、まちづくりの方向性というのをきちんと捉えてるし、地域の特性もきちんと捉えており、こういった方向性をまとめているということでございます。

あと、区域マスは西三河全体のことをやりますので、私の専門の交通関係で言いますと、リニア新時代ということで、新しいリニアの名古屋駅周辺とのつながり、その方向の交通の流れですね、3 ページを見てもらいますと、この地域を斜めに走る軸が強調されてるといふところがあるかと思いますが、一方で刈谷市にとってはそちらの方向も大事ですが、南北の方向も大事である。西三河全体に言えることですが、これは各市の都市計画マスタープランで、うまく縦横のネットワークができたらいいなと思っております。

(瀬口会長) ありがとうございます。策定に携わった立場として色々な見方についてお話しいただきました。他にはどうでしょうか。

(榎谷委員) 区域マスの内容の中で、主要な都市計画の決定等の方針の2番目の都市施設、アの交通施設の中の3番目に生活に必要なバス路線の維持・活性化、バス路線網の再構築を促進します、と謳ってありますが、まだ先の話かもしれませんが刈谷市に関係する計画とか具体的にありますでしょうか。

(久住課長) 今、具体的にということでございますが、後ほどご報告させていただきます都市計画マスタープランの改定作業の中で都市交通を担う部署との連携を図りながら、これに即した方向性を出していけたらと考えております。

(野村委員) 先程、磯部委員からも南北というお話がありましたが、刈谷の南北で言いますと猿渡川の最下流にあつて、大きな水害が大変心配です。刈谷市は一生懸命やっておつて、猿渡川流域の関係各市のみなさんにもご協力いただいておりますが、最近の水害状況をみておりますと想像を絶することが頻発しているように思います。その点で、猿渡川下流における刈谷市と上流の関係市の関係を一層強化して

いく必要があると思いますが、その辺りの考え方は何かありますか。

(瀬口会長) 河川に関しては、特定河川の上流と下流の地域の連携というのがありますので、できるだけ災害を抑えようということになっておりますが、今のご質問の件につきましてお願いいたします。

(久住課長) 今のご質問に関してですが、雨水対策課で所管しております流域水害対策計画で、流域の関係市町と連携を図りながら災害に備えていくということを進めておりますのでよろしくをお願いいたします。

(瀬口会長) ありがとうございます。県が策定しております区域マスタープランは、全体をにらんで西三河については西三河の特性を入れ込んで作っていただいているという基本方向に関しては、みなさん大きなご異議がなかったように思います。その他、よろしいでしょうか。他にご意見等もないようですので、ただいまの諮問第1号につきましては、原案どおりとの答申でよろしいか。

【異議なし】

(瀬口会長) ありがとうございます。ご異議ないものと認めまして、諮問第1号は原案どおりといたします。

(瀬口会長) 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、慎重な審議をいただきありがとうございます。続いて、冒頭に説明がありましたが、事務局から報告事項があるということですのでよろしくお願ひします。

(久住課長) 事務局から報告事項が1件ございますので、よろしくお願ひします。報告事項の内容につきましては、本市の今後のまちづくりに関する方針となります、「刈谷市都市計画マスタープランについて」でございまして、報告事項「第4次刈谷市都市計画マスタープランについて」と表紙に記載された資料によりご説明いた

します。

1 ページの (1) 都市計画マスタープランの位置づけと役割をご覧ください。

都市計画マスタープランは、都市計画法の規定により策定が義務付けられた計画で、めざすべき都市の将来像を明確化し、その実現に向けて、土地利用や都市施設等に関する基本的な方針を定めるもので、上位計画に即して、関連計画と整合を図りながら策定するものです。

この計画は、都市づくりの体系的な指針として活用するとともに、市民の方々の意見を反映した計画とし、都市づくりに関する方針を共有することで、都市計画の実現に向けて市民の方々の理解と参加を促す役割を担っています。

次に (2) 都市計画マスタープラン改定の背景をご覧ください

これまでの本市の都市計画マスタープラン策定の経緯につきましては、資料の中段の表にまとめておりますように、最初のマスタープランは平成4年の法改正により、マスタープラン策定が義務付けられ、それに伴い、平成7年に第5次総合計画に即して策定しております。

その後、平成16年に第2次、平成23年には目標年次を平成32年とした、現行の第3次都市計画マスタープランを策定しております。

今回、目標年次が近づいてきていることもあり、現行のマスタープランに続く計画として、これから第4次の計画を策定していくこととしており、今後、本審議会において、その内容をご審議いただく必要があることから、本日、その概要について、ご報告させていただくものです。

次に、都市計画マスタープランの改定の背景についてご説明いたします。

先ほど諮問いたしました「西三河都市計画区域マスタープラン」の説明の中にもありましたように、全国的には人口減少、超高齢社会を迎えており、また、近年では東日本大震災をはじめとした巨大地震、豪雨に伴う土砂災害や浸水被害といった大規模自然災害が頻繁に発生するなど、社会情勢は大きく変化している状況であります。

こうした社会情勢の変化に対応していくため、国においては都市再生特別措置法をはじめとした、まちづくりに関する法令を改正し、集約型都市構造への転換など、必要な施策を位置づけておりました。愛知県においても、こうした状況から、都市計画区域マスタープランの改定を進めております。

本市におきましても、このような背景を踏まえまして、時代にあった新しいまちづくりを実現するため、刈谷市総合計画の改定を平成30年度から平成32年度までの3ヶ年にかけて行うこととしております。

これら上位計画であります本市の総合計画や県の都市計画区域マスタープランの改定が進められている中で、それらと整合を図るものとして、刈谷市都市計画マスタープランを今年度から平成32年度までの3ヶ年で策定してまいります。

次に、(3)は今回策定する第4次都市計画マスタープランの概要となります。目標年次は、概ね20年後の都市の将来像を展望し、10年後である2030年とします。構成としましては、国の指針に基づき、めざすべき都市全体の将来像や土地利用及び都市施設のあり方などを示す「全体構想」と、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方などを示す「地域別構想」を合わせたものとします。

2ページをお願いします。

(4)の都市計画マスタープランの計画上の位置づけですが、図にお示ししていますように、上位計画であります市の「総合計画」、県の「都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、居住や都市機能の誘導を視점에めざすべき都市構造の実現に向けた取組を示す「立地適正化計画」と一体となって、緑の基本計画、都市交通戦略など、関係する計画と連携、整合を図っていくものとしております。

次に、(5)の策定体制として、概要図に記載のように、庁内組織としまして、図の中央(2)課長級職員で構成する策定部会、これに加えて(3)の課長補佐・係長級職員で構成する作業部会を設置してまいります。また、外部組織として(1)策定委員会を設置していきます。

次に図の左側、市民意見の反映につきましては、アンケート、パブリックコメント、地域別懇談会等を実施していきたいと考えており、こうしてとりまとめた計画(案)を図の右側、本審議会に諮問したうえで、策定・公表していきたいと考えております。

3ページをお願いします。

最後に、(6)は、現在想定している策定プロセスと本審議会との関係性を示した資料でありまして、中央の列が都市計画マスタープランに関する項目、右の列が本審議会に関する項目を記載しております。表の上段をご覧ください。

現在、事務局において、基礎データの収集・整理などの現況調査を行っており、

また、市民のみなさまの意見をお聞きするためのアンケートを昨日(11月15日(木))発送いたしました。今後は、これらの調査結果をとりまとめ、今年度末を目途に、まちづくりに関する課題の整理を行っていきます。次に、右の列をご覧ください。

グレーで着色している箇所が本日の審議会となりまして、都市計画マスタープラン改定の概要について、ご報告させていただいております。

今後は、事務局でとりまとめた全体構想を本審議会にて中間報告し、承認をいただいたうえで、次の段階に進んでいくこととしております。

その後、地域別の構想をとりまとめ、全体構想とあわせた計画(素案)について、パブリックコメントを実施してまいります。

このような手続きを踏まえてとりまとめた計画(案)を最終的に本審議会に諮問し、平成32年度(2020年度)中に公表していきたいと考えております。

事務局からの報告は以上でございます。

(瀬口会長) ありがとうございます。ただいま、事務局から、2020年度末の策定を目指して、今年度から次期都市計画マスタープランの策定に着手すること、また、諮問第1号の西三河都市計画区域マスタープランに即して策定していくといったことが報告されました。

以上となりますが、事務局から他に何かありますか。

(久住課長) 次回の第3回都市計画審議会は、事前に会議資料等を送付させていただきますが、来年1月23日水曜日を予定しております。

なお、開始時間が14時30分から、会場も503会議室となり、いつもと開始時間、場所も違いますので、よろしく申し上げます。

(瀬口会長) これをもちまして、平成30年度第2回刈谷市都市計画審議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。